

〇〇年度路線維持費補助金事業計画（報告）書

1. 交付を受けようとする補助金の額

○路線維持費補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
	千円

2. 補助金の交付を受けようとする理由

3. 申請事業者の概要

補 助 対 象 期 間 の 損 益 状 況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用 \square	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ \square	k m			経常収支率	%	

4. キロ当たり補助対象経常費用

補 助 ブロック名	乗合バス事業者キロ当 たり経常費用（実績） $\square \div \square = \square$	地 域 キ ロ 当 たり 標 準 経 常 費 用 \square	キロ当たり補助対象経常費用 \square 又は \square のいずれか少ない方の額 \square
	円 銭	円 銭	円 銭

5. 路線維持費補助金交付申請に係る運行系統の概要

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 ($\frac{\text{㉑} - (\text{㉒} + \text{㉓} + \text{㉔})}{\text{㉑}}$) = ㉕ %
			起点	主な経由地	終点	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	
						往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	%
						往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	%
						往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	%
						往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	%
						往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	%
合計		系統				往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	

補助ブロック名	申請番号	実車走行キロ ㉖	補助対象経常費用 $\text{㉗} \times \text{㉖} = \text{㉘}$	経常収益 ㉙	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 $\text{㉘} - \text{㉙} = \text{㉚}$	国庫補助金交付要綱第12条に基づき交付決定及び額の確定された補助金の額 ㉛	補助申請額 ㉜
		. km	円	円	円	千円	千円
		. km	円	円	円	千円	千円
		. km	円	円	円	千円	千円
		. km	円	円	円	千円	千円
		. km	円	円	円	千円	千円
合計		. km	円	円	円	千円	千円

6. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金以外の補助金の活用の有無

活用の有無	活用する補助金の概要
有 無	(補助金名) (事業内容) (問い合わせ先)

- 記載要領
 - 「補助ブロック名」の欄は、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「国庫補助金交付要綱」という。）」第11条に基づき交付申請に添付した様式1-8「3. キロ当たり補助対象経常費用及び収益」と同じ名称を記載すること。
 - 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（国庫補助金交付要綱第5条で定める期間）における国庫補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「3. 申請事業者の概要」は、国庫補助金交付要綱第11条に基づき交付申請に添付した様式1-8の「2. 補助対象期間における損益の実績」と同じ数を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」、「都道府県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との競合部分に係るキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分にはトに記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程へー補助ブロック外乗入部分のキロ程トー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程チ）に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率ヌ」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 「実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 「補助申請額」の欄は、系統ごとに百円（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 地域公共交通確保維持改善事業費補助金以外の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてくださいます。「有」の場合は、活用する補助金名、その事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。
- (2) 添付書類
- 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 様式第2号の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）

運行系統別輸送実績、平均乗車密度算定表（〇〇年度）

事業者名

運行系統						年間輸送実績					経常収益			経常費用	平均乗車密度算定			輸送量 (A) × (G)	市町村による回数券購入等の有無	備考		
申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	キロ程(km)	運行回数(A)(回)	輸送人員(人)	1人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ(人×km)	運送収入(B)(円)	実車走行キロ(C)(km)	運送雑収(D)(円)	営業外収益(E)(円)	計(B)+(D)+(E)(円)	1系統当り経常費用(円)	$\frac{\text{運賃改定前適用平均乗車密度} \times \text{日数} + \text{運賃改定後適用平均乗車密度} \times \text{日数}}{\text{総適用日数}}$	平均賃率(F)(円)				平均乗車密度 $\frac{(B)}{(C) \times (F)}$ (G)	
																				有・無		
																					有・無	
																					有・無	
																					有・無	
合計																					有・無	

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間（10.1～9.30）について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
- 申請番号は、補助金交付申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間中における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 印

○○年度路線維持費補助金交付決定及び額の確定通知書

○○年○○月○○日付○○第○○号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった○○年度路線維持費補助金については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定により下記のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、○○年○○月○○日付○○第○○号で申請のあった運行系統のうち申請番号第○号から第○○号までのものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 交付決定額等

補助金の補助対象となる運行系統数及び交付決定額は次のとおりとする。

○路線維持費補助金

運 行 系 統 数	交 付 決 定 額
	金○○○円

なお、補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

3 補助規程の遵守等

補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及びバス運行対策費鳥取県補助金交付要綱（平成23年9月29日付第201100097931号鳥取県企画部長通知）の規定に従わなければならない。
- (2) 知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。

様式第4号（第12条、第15条関係）

〇〇年度路線維持費（国庫継続補填分）補助金事業計画（報告）書

1. 交付を受けようとする補助金の額

運行系統数	補助金の額
	千円

2. 補助金の交付を受けようとする理由

3. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円	
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	km					経常収支率	%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円	
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	km					経常収支率	%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円	
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	km					経常収支率	%

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

4. キロ当たり補助対象経常費用

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a} + \text{b} + \text{c}) / 3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ
	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

5. 路線維持費（国庫継続補填分）補助金交付申請に係る運行系統の概要

補助ブロック名	申請番号	計画実車走行キロ △	補助対象経常費用の見込額 $\frac{\text{ア} \times \text{イ}}{\text{ト}} = \text{チ}$	経常収益の見込額 (様式第1号5中) □	補助対象経常費用の見込額から経常収益の見込額を控除した額 $\text{ト} - \text{チ} = \text{リ}$	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (様式第1号5中) △	補助対象経常費用の見込額の9/20の額又は補助対象経常費用の見込額から経常収益の見込額を控除した額のうちのいずれか少ないほうの額 $\text{ト} \times 9/20$ 又は リ	計画平均乗車密度	計画運行回数	計画輸送量	計画平均乗車密度が5人未満の場合	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のものの経費の額 計画平均乗車密度が5人以上の場合 $(\text{リ} \times \text{イ}) = \text{ク}$ 計画平均乗車密度が5人未満の場合 $(\text{リ} \times \text{イ}) = \text{ク}$	□の千円未満の端数を切り捨てた額 □
											みなし運行回数		
東中国		. km	円	円	円	%	円				円	円	円
合計													

補助ブロック名	申請番号	国庫補助金の額と路線維持費補助金の和 目	補助対象経費 $(\text{ク} - \text{目}) \div 2$	補助申請額
		円	円	千円
合計				

6. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金以外の補助金の活用の有無

活用の有無	活用する補助金の概要
有 無	(補助金名) (事業内容) (問い合わせ先)

記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、東中国と記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（国庫補助金交付要綱第5条で定める期間）における国庫補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「3. 申請事業者の概要」は、国庫補助金交付要綱第11条に基づき交付申請に添付した様式1-8の「2. 補助対象期間における損益の実績」と同じ数を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度を含む過去3年間における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される鳥取、島根、岡山の民営乗合バス事業者の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用（国庫補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）を平均して得られた額をいい、補助ブロック区分は「東中国」とする。
- 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」は、補助対象事業者の基準期間を含む過去3年間における乗合バス事業の経常費用を基準期間における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用を平均基礎として、次式により計算して得られた額をいう。（国庫補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）
- 「基準期間」とは、補助対象期間（10月1日～翌9月末日）の前々補助対象期間をいう。
- 「基準年度」とは、補助金の交付を受けようとする会計年度（4月1日～翌3月末日）の前々会計年度をいう。
- 過去3年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 計算上生じた単位未満の端数を切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」、「都道府県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との競合部分に係るキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分はトに記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程へ補助ブロック外乗入部分のキロ程ト同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程チ）に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「平均乗車密度が5人未満の場合」の欄は、5人未満の系統についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

18. 「実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
19. 「補助申請額」の欄は、系統ごとに百円（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
20. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金以外の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。「有」の場合は、活用する補助金名、その事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 印

○○年度路線維持費（国庫継続補填分）補助金交付決定及び額の確定通知書

○○年○○月○○日付○○第○○号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった○○年度路線維持費（国庫継続補填分）補助金については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定により下記のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、○○年○○月○○日付○○第○○号で申請のあった運行系統のうち申請番号第○号から第○○号までのものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 交付決定額等

補助金の補助対象となる運行系統数及び交付決定額は次のとおりとする。

運 行 系 統 数	交 付 決 定 額
	金○○○円

なお、補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

3 補助規程の遵守等

補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及びバス運行対策費鳥取県補助金交付要綱（平成23年9月29日付第201100097931号鳥取県企画部長通知）の規定に従わなければならない。
- (2) 知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。

〇〇年度路線維持費（補填分）補助金事業計画（報告）書

1. 交付を受けようとする補助金の額

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
	千円

2. 補助金の交付を受けようとする理由

3. 申請事業者の概要

補 助 対 象 期 間 の 損 益 状 況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用 \square	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ \square	k m			経常収支率	%	

4. キロ当たり補助対象経常費用

補 助 ブロック名	乗合バス事業者キロ当 たり経常費用（実績） $\square \div \square = \square$	地 域 キ ロ 当 た り 標 準 経 常 費 用 \square	キロ当たり補助対象経常費用 \square 又は \square のいずれか少ない方の額 \square
	円 銭	円 銭	円 銭

5. 路線維持費（補填分）補助金交付申請に係る運行系統の概要及び補助申請額

申請番号	路線維持費補助金申請番号	運行系統名	運行系統		実車走行キロ km	補助対象経常費用 円	経常収益 (様式第1号5中) 円	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 円	県内以外の扣程を除いた扣程の比率 %	平均乗車密度 円	運行回数	輸送量	平均乗車密度が3人未満※の場合	県内以外の扣程を除いた扣程に係るものの経費の額 円
			起点	主な経由地									終点	
合計	系統													

申請番号	路線維持費補助金申請番号	運行系統名	運行系統		別表2の備考に基づき算出される国庫補助額と路線維持費補助金及び路線維持費（国庫継続補填）補助金の和 円	補助対象経費 円	補助申請額 千円
			起点	主な経由地			
合計	系統						

6. 市町村の補填補助金以外の補助金の活用の有無

活用の有無	活用する補助金の概要
有 無	(補助金名) (事業内容) (問い合わせ先)

記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、東中国と記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（国庫補助金交付要綱第5条で定める期間）における国庫補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「3. 申請事業者の概要」は、国庫補助金交付要綱第11条に基づき交付申請に添付した様式1-8の「2. 補助対象期間における損益の実績」と同じ数を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される鳥取、島根、岡山の民営乗合バス事業者の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用（国庫補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）を基礎として、次式により計算して得られた額をいい、補助ブロック区分は「東中国」とする。

$$\left[\text{補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における地域実績キロ当たり標準経常費用} \times \frac{1 + \text{地域の過去3年間の平均増減率}}{2} \right]$$

- 過去3年間とは、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を補助対象期間の損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間中の損益状況の欄中乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「平均乗車密度」の欄は、様式1号の2の(G)の値を、運行回数は同様式の(A)の値を記載すること。

12. 「輸送量」は、平均乗車密度に運行回数を乗じた値である。
13. 「平均乗車密度が3人未満の場合」の欄は、平均乗車密度が3人未満の系統についてのみ記載すること。なお、「みなし運行回数」とは当該運行系統の輸送量を3人で除した値である。
14. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
15. 市町村の補填補助金とは、市町村が別表2第4欄の補助対象経費の2分の1に相当する額以上を補助するものをいう。
16. 市町村の補填補助金以外の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。「有」の場合は、活用する補助金名、その事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 印

○○年度路線維持費（補填分）補助金交付決定及び額の確定通知書

○○年○○月○○日付○○第○○号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった○○年度路線維持費（補填分）補助金については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定により下記のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、○○年○○月○○日付○○第○○号で申請のあった運行系統のうち申請番号第○号から第○○号までのものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 交付決定額等

補助金の補助対象となる運行系統数及び交付決定額は次のとおりとする。

運 行 系 統 数	交 付 決 定 額
	金○○○円

なお、補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

3 補助規程の遵守等

補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- 補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及びバス運行対策費鳥取県補助金交付要綱（平成23年9月29日付第201100097931号鳥取県企画部長通知）の規定に従わなければならない。
- 知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。

〇〇年度車両減価償却費等補助金事業計画（報告）書

1. 交付を受けようとする補助金の額

国庫補助金交付要綱第24条に基づき交付決定及び額の確定をされた補助金の額	補助金の額
千円	千円

2. 補助金の交付を受けようとする理由

3. 申請の概要

初年度（平成 年度）

国庫補助金交付要綱第23条に基づき交付申請した補助金の額	補助申請額
千円	千円

2年目以降（平成 年度）

国庫補助金交付要綱第23条に基づき交付申請した補助金の額	補助申請額
千円	千円

4. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金以外の補助金の活用の有無

活用の有無	活用する補助金の概要
有 無	(補助金名) (事業内容) (問い合わせ先)

(1) 記載要領

国庫補助金交付要綱第23条に基づき交付申請した補助金の額には、国庫補助金交付要綱第23条に基づく交付申請書における国庫補助申請額を転記すること。

(2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金以外の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。「有」の場合は、活用する補助金名、その事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

(3) 添付資料

国庫補助金交付要綱第23条に基づく交付申請書

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 印

○○年度車両減価償却費等補助金交付決定及び額の確定通知書

○○年○○月○○日付○○第○○号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった○○年度車両減価償却費等補助金については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定により下記のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

補助金の交付の対象となる事業は、○○年○○月○○日付○○第○○号で申請のあった車両のうち申請番号第○号から第○○号までのものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 交付決定額等

補助金の補助対象となる車両数及び交付決定額は次のとおりとする。

補助対象車両数	交 付 決 定 額
両	金○○○円

なお、補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

3 補助規程の遵守等

補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- 補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及びバス運行対策費鳥取県補助金交付要綱（平成23年9月29日付第201100097931号鳥取県企画部長通知）の規定に従わなければならない。
- 補助事業により取得した車両を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に返納させることがある。
- 知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。

〇〇年度車両減価償却費等補助金事業報告書

補助事業完了後の乗合 バス事業用車両の状況	車両数 両	平均車令	年	
補助 事業 経費 決算 (予定)	1. 総 経 費		備 考	
	2. 収 入			
	① 都道府県補助金		円	
	② 国庫補助金		円	
	③ 自 己 資 金		円	
	④ そ の 他		円	
		円		
計		円		

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 印

○○年度路線維持費補助金交付決定通知書

○○年○○月○○日付○○第○○号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった○○年度路線維持費補助金については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することを決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、○○年○○月○○日付○○第○○号で申請のあった運行系統のうち申請番号第○号から第○○号までのものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 交付決定額

補助金の補助対象となる運行系統数及び交付決定額は次のとおりとする。

○路線維持費補助金

運 行 系 統 数	交 付 決 定 額
	金○○○円

3 補助規程の遵守等

補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及びバス運行対策費鳥取県補助金交付要綱（平成23年9月29日付第201100097931号鳥取県企画部長通知）の規定に従わなければならない。
- (2) 知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 印

○○年度路線維持費（国庫継続補填分）補助金交付決定通知書

○○年○○月○○日付○○第○○号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった○○年度路線維持費（国庫継続補填分）補助金については、鳥取県補助金等交付規則（昭和 3 2 年鳥取県規則第 2 2 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり交付することを決定したので、規則第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 補助事業

補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、○○年○○月○○日付○○第○○号で申請のあった運行系統のうち申請番号第○号から第○○号までのものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 交付決定額

補助金の補助対象となる運行系統数及び交付決定額は次のとおりとする。

運 行 系 統 数	交 付 決 定 額
	金○○○円

3 補助規程の遵守等

補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及びバス運行対策費鳥取県補助金交付要綱（平成 2 3 年 9 月 2 9 日付第 2 0 1 1 0 0 0 9 7 9 3 1 号鳥取県企画部長通知）の規定に従わなければならない。
- (2) 知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 印

○○年度路線維持費（補填分）補助金交付決定通知書

○○年○○月○○日付○○第○○号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった○○年度路線維持費（補填分）補助金については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することを決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、○○年○○月○○日付○○第○○号で申請のあった運行系統のうち申請番号第○号から第○○号までのものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 交付決定額

補助金の補助対象となる運行系統数及び交付決定額は次のとおりとする。

運 行 系 統 数	交 付 決 定 額
	金○○○円

3 補助規程の遵守等

補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及びバス運行対策費鳥取県補助金交付要綱（平成23年9月29日付第201100097931号鳥取県企画部長通知）の規定に従わなければならない。
- (2) 知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 印

○○年度車両減価償却費等補助金交付決定通知書

○○年○○月○○日付○○第○○号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった○○年度車両減価償却費等補助金については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することを決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

補助金の交付の対象となる事業は、○○年○○月○○日付○○第○○号で申請のあった車両のうち申請番号第○号から第○○号までのものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 交付決定額

補助金の補助対象となる車両数及び交付決定額は次のとおりとする。

補助対象車両数	交 付 決 定 額
両	金○○○円

3 補助規程の遵守等

補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- 補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及びバス運行対策費鳥取県補助金交付要綱（平成23年9月29日付第201100097931号鳥取県企画部長通知）の規定に従わなければならない。
- 補助事業により取得した車両を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に返納させることがある。
- 知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。

